

## 特定非営利活動法人ゆう 時給表

令和 6年 10月分より適用

(1)	<b>時給</b>	A	<b>1,213</b> (処遇改善手当 50円) 円	実働月平均25時間未満 または 契約1年以内	
		B	<b>1,225</b> (処遇改善手当 60円) 円	月平均25時間～51時間未満 または 移動支援資格保有者	
		C	<b>1,275</b> (処遇改善手当 100円) 円	契約後3年以上。実働月平均25時間以上で 介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級) ・行動援護従事者研修 ・ 同行援護従業者研修の修了者	
		D	<b>1,375</b> (処遇改善手当 200円) 円	契約後3年以上。実働月平均51時間以上で 介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級) ・行動援護従事者研修 ・ 同行援護従業者研修の修了者 原則すべての利用者対応で、平日・休日とも実働可能	
		E	<b>1,475</b> (処遇改善手当 300円) 円	契約後3年以上。実働月平均81時間以上で 介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級) ・行動援護従事者研修 ・ 同行援護従業者研修の修了者 原則すべての利用者対応で、平日・休日とも実働可能	
(3)	<b>精勤手当</b> (処遇改善手当)	12～25時間未満		<b>500円</b>	
		25～51時間未満		<b>1600円</b>	
		51～81時間未満		<b>3000円</b>	
		81～100時間未満		<b>3800円</b>	
		100時間以上		<b>4600円</b>	
(4)	<b>交通費</b>	<b>420</b> 円	1時間以上のケース1件につき(車の直送りはつきません)		
(5)	<b>キャンセル</b> (別ケースになった場合は発生しません)	<b>550</b> 円	前日	1.5時間までのケース 1件	
		<b>@250</b> 円		1.5時間以上のケース 時間数×単価+300円	
		<b>@550</b> 円	当日	単価×時間数	
(6)	<b>プラス手当</b> (処遇改善手当)	<b>500</b> 円	1対1で3時間以上の場合、 グループで3時間以上運転した場合		
	<b>休日手当</b> (処遇改善手当)	<b>250</b> 円	土・日・祝日のケースで、1回1.5時間以上4時間未満		
		<b>500</b> 円	土・日・祝日のケースで、4時間以上		
	<b>ミーティング 研修出席</b>	<b>1,200</b> 円	1回につき		
	<b>ガソリン手当</b>	<b>100</b> 円	優友車へガソリンをいれた場合、自家用車で3時間以上の場合		
	<b>研修担当手当</b>	<b>200</b> 円	研修・ボラの人を担当したとき		
<b>宿泊手当て</b>	<b>10,000</b> 円	22:00～7:00			

**\* 交通費について**

公共交通機関利用して利用者のお宅に向う時、東久留米駅発着のバス・電車が420円を超えた場合は、月末提出の手当請求に記入して請求してください。給料と一緒に差額をお支払します。

**\* プラス手当について**

1日500円が上限です。

**\* 休日手当について**

1日複数ケースの場合は、合算時間です。1日500円が上限です。

**\* ガソリン手当について**

1日100円が上限です。

**\* 宿泊手当について**

22:00～7:00を宿直手当として支給。それ以外の時間については、時給で支払います。

\* 給与明細を25日にお渡しします。(金融機関が休日の場合は前日支払いです。)ご確認後、修正がある場合は月末までお願いします。

\* 不明な点は事務所に問い合わせください。

\* てんとうむし、アフターファイブの交通費、宿泊は別設定になります。

\* 時給は、原則1年間変わりません。働き方によっては変更する場合があります。